

1. 自己都合退職時の失業給付、給付制限が1か月に短縮されました

これまで、自己都合で会社を退職した場合、雇用保険の基本手当(失業給付)は、7日間の待機期間後に2か月間の「給付制限期間」が設けられており、その間は原則として給付を受け取ることができませんでした。

しかし、令和6年4月1日からは、この給付制限期間が2か月から1か月へと短縮されました。これにより、転職活動中の経済的不安が軽減され、より安心して次の仕事を探すことが可能になります。

この制度改正は、労働市場の流動性を高め、早期再就職を支援することを目的としたものです。

また、政府が推進する「リスキリング(学び直し)」の一環として離職前1年以内に厚生労働省指定の教育訓練を受講していた場合は、この給付制限が完全に免除され、7日間の待機期間終了後すぐに失業給付を受け取ることができます。

新しい分野に挑戦したい方やスキルアップを目指す方にとって、大きな後押しとなるでしょう。

ただし、例外もあります。過去5年以内に2回以上、自己都合退職をしている場合には、これまで通り3か月間の給付制限が適用されますのでご注意ください。

人材不足が深刻化している現在、労働者にとっても企業にとっても、円滑な人材の移動は重要なテーマです。本制度をうまく活用し、ご自身に合った再就職やキャリアの見直しにお役立ていただければと思います。

制度の詳細については、以下の厚生労働省の特設ページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/r6kyufuseigen.html>



2. マイナンバーカードと運転免許証の一体化が始まります

マイナンバーカードと健康保険証の一体化である「マイナ保険証」の利用率がようやく2割を超えたとのことですが、2025年3月24日から、マイナンバーカードと運転免許証、運転経歴証明書との一体化が始まります。手続きが可能な施設は、「一体化のみ」か「免許更新と併せて行うか」などによって異なり、予約方法も手続内容によって異なりますので、警視庁ホームページなどで確認しておきましょう。

一体化後の保有形態は、これまで通り運転免許証のみを保有する方法のほか、現在の運転免許証を返納してマイナ免許証のみを保有すること、またはマイナ免許証と運転免許証の両方を保有することも可能です。ただし、マイナ免許証のみを保有している場合、国外運転免許証を申請する際に、渡航先の国によっては従来の運転免許証が必要になることがあります。マイナ免許証を保有し、必要な手続きを行っている方は、免許更新時の講習をオンラインで受講でき、更新にかかる時間を短縮することができます。更新手数料は、運転免許証のみが2,850円、マイナ免許証のみが2,100円、両方保有で2,950円となっており、講習手数料は会場受講が優良講習で500円、一般講習で800円に対し、オンライン受講は200円です。また、マイナ免許証のみを保有している方は、必要な手続きを済ませていれば、本籍や住所、氏名、生年月日に変更があった場合でも、警察への届出が不要となる点もメリットの一つです。

【警視庁「マイナンバーカードと運転免許証の一体化について」】

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/oshirase/individual_number.html#cmsEAC08

なお、マイナンバーカードの有効期限は18歳以上で10年、18歳未満で5年とされていますが、マイナ免許証の有効期間はこれとは異なり、カードの券面には表示されません。マイナポータル等で確認となりますので、注意しましょう。

● 編集後記 ●

先日、「ブルックリン博物館所蔵 古代エジプト特別展」を観に行きました。想像以上の来場者の多さに、古代エジプトへの関心の高さを実感。特に印象に残ったのは、ミイラの作り方を紹介するアニメーション。神秘的なイメージだけでなく、当時の人々の信仰や技術の背景がよくわかり、展示全体がぐっと身近に感じられました。何千年も前のものに触れることで、少しだけ時間旅行をした気分です。会場を後にするころには、ピラミッドの謎も少しは解けた気がしていたのですが、気のせいかもしれません。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート

特定社会保険労務士

秋山幸子 (登録 NO.13050514)

三鷹市下連雀 3-38-4

三鷹産業プラザ 307

TEL:0422-24-8625

FAX:0422-24-8605

E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com